

京都市交通局拾得物取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第47号

京都市交通局拾得物取扱規程の一部を改正する規程

京都市交通局拾得物取扱規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(総括)</p> <p>第2条 拾得物の取扱いに関する事務の総括は、企画総務部<u>営業推進課長</u>（以下「<u>営業推進課長</u>」という。）が行う。</p>	<p>(総括)</p> <p>第2条 拾得物の取扱いに関する事務の総括は、企画総務部<u>営業推進課担当課長</u>（以下「<u>営業推進課担当課長</u>」という。）が行う。</p>
<p>(整理簿)</p> <p>第3条 <u>営業推進課長</u>は、拾得物整理簿兼受領確認簿（拾得物が現金であるときは第1号様式、拾得物が物品であるときは第2号様式）を備えつけ、拾得物の処理上必要な事項を記入しなければならない。</p>	<p>(整理簿)</p> <p>第3条 <u>営業推進課担当課長</u>は、拾得物整理簿兼受領確認簿（拾得物が現金であるときは第1号様式、拾得物が物品であるときは第2号様式）を備えつけ、拾得物の処理上必要な事項を記入しなければならない。</p>
<p>(拾得物の処理)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項により拾得物の提出を受けた営業所長又は駅務区長においては、拾得物に拾得物整理簿兼受領確認簿を添付して、翌日（当該日が京都市交通局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第7条第1項に定める休日に当たる場合は、<u>営業推進課長</u>が指定する日）の午前中に<u>営</u></p>	<p>(拾得物の処理)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項により拾得物の提出を受けた営業所長又は駅務区長においては、拾得物に拾得物整理簿兼受領確認簿を添付して、翌日（当該日が京都市交通局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第7条第1項に定める休日に当たる場合は、<u>営業推進課長</u>が指定する日）の午前中に<u>営</u></p>

業推進課長へ送付しなければならない。

(その他の構内での拾得物の処理)

第5条 高速鉄道の駅構内における拾得物の処理は、前条の規定を準用する。

2 その他の構内における拾得物は、当該構内の管理責任者が営業推進課長へ送付するものとする。

(預り書の発行)

第6条 拾得者の請求があったときは、営業推進課長は拾得物預り証明書（第4号様式）を交付しなければならない。

(拾得物整理簿兼受領確認簿の公開)

第8条 拾得物の引渡し又は送付を受けた営業推進課長は、拾得物整理簿兼受領確認簿を関係者が随時閲覧できるようにしておかねばならない。

(保管の通知)

第10条 営業推進課長は、拾得物の保管期間中に遺失者の居所が判明したときは、電話又はその他適宜の方法により局が保管している旨を通知しなければならない。

(保管品の返還)

第11条 営業推進課長、営業所長又は駅務区長は、保管期間中に遺失者から遺失物返還の請求があったときは、内容、特徴等をただし、必要があれば拾得者の立会を求め、正当権利者であることを確め

業推進課担当課長へ送付しなければならない。

(その他の構内での拾得物の処理)

第5条 高速鉄道の駅構内における拾得物の処理は、前条の規定を準用する。

2 その他の構内における拾得物は、当該構内の管理責任者が営業推進課担当課長へ送付するものとする。

(預り書の発行)

第6条 拾得者の請求があったときは、営業推進課担当課長は拾得物預り証明書（第4号様式）を交付しなければならない。

(拾得物整理簿兼受領確認簿の公開)

第8条 拾得物の引渡し又は送付を受けた営業推進課担当課長は、拾得物整理簿兼受領確認簿を関係者が随時閲覧できるようにしておかねばならない。

(保管の通知)

第10条 営業推進課担当課長は、拾得物の保管期間中に遺失者の居所が判明したときは、電話又はその他適宜の方法により局が保管している旨を通知しなければならない。

(保管品の返還)

第11条 営業推進課担当課長、営業所長又は駅務区長は、保管期間中に遺失者から遺失物返還の請求があったときは、内容、特徴等をただし、必要があれば拾得者の立会を求め、正当権利者であること

た後、拾得物整理簿兼受領確認簿又は遺失物受領書（第5号様式）に必要な事項を記入して記名押印させ、又は署名させたいえ、返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、営業推進課長があらかじめ指定するものに限り、保管品の返還を行うことができる。

(差出)

第12条 営業推進課長は、拾得物の引渡しがあった日から14日以内に拾得物件明細書（第6号様式）又は電磁的記録媒体等を添附して、拾得物を所轄警察署に差し出さなければならない。

(拾得物の還付)

第14条 所轄警察署に差し出した拾得物のうち、局が拾得者としての権利を有するもので警察署における拾得物公告後3箇月を経過してその所有権を取得したものについては、営業推進課長は、遅滞なく還付を請求しなければならない。

2 営業推進課長は、前項の規定により警察署長から還付を受けた拾得物が、現金の場合は、直ちに収入の手続きをしなければならない。

3 営業推進課長は、第1項の規定により警察署長から還付を受けた拾得物が、物品の場合は、所定の手続きを経て売却等その他の処分をしなければならない。

を確めた後、拾得物整理簿兼受領確認簿又は遺失物受領書（第5号様式）に必要な事項を記入して記名押印させ、又は署名させたいえ、返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、営業推進課担当課長があらかじめ指定するものに限り、保管品の返還を行うことができる。

(差出)

第12条 営業推進課担当課長は、拾得物の引渡しがあった日から14日以内に拾得物件明細書（第6号様式）又は電磁的記録媒体等を添附して、拾得物を所轄警察署に差し出さなければならない。

(拾得物の還付)

第14条 所轄警察署に差し出した拾得物のうち、局が拾得者としての権利を有するもので警察署における拾得物公告後3箇月を経過してその所有権を取得したものについては、営業推進課担当課長は、遅滞なく還付を請求しなければならない。

2 営業推進課担当課長は、前項の規定により警察署長から還付を受けた拾得物が、現金の場合は、直ちに収入の手続きをしなければならない。

3 営業推進課担当課長は、第1項の規定により警察署長から還付を受けた拾得物が、物品の場合は、所定の手続きを経て売却等その他の処分をしなければならな

第5号様式(第11条関係)

No. _____
受 領 書
年 月 日
(あて先)京都市交通局企画総務部 <u>営業推進課長</u>
住 所
TEL.
氏 名
下記の金品は 年 月 日
内において遺失したもので、確かに受領
しました。
記
品 名
数 量

摘要
取扱者 印

い。

第5号様式(第11条関係)

No. _____
受 領 書
年 月 日
(あて先)京都市交通局企画総務部 <u>営業推進課担当</u>
住 所
TEL.
氏 名
下記の金品は 年 月 日
内において遺失したもので、確かに受領
しました。
記
品 名
数 量

摘要
取扱者

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(企画総務部職員課)